

## 第二十八回国会

## 公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録第九号

昭和三十三年四月十五日(火曜日)

午後三時一分開議

出席委員

委員長

南好雄君

理事青木正君

理事加藤高藏君

理事古川丈吉君

理事松澤雄藏君

理事井堀繁雄君

理事島上善五郎君

植原悦二郎君

大森玉木君

吉川久衛君

高橋頼一君

三田村武夫君

佐竹新市君

森三樹二君

大村清一君

出席政府委員

出席國務大臣

出席國務次官

委員外の出席者

衆議院法制次長

治庁選挙局長

三浦兼子

山本利壽君

大村祐一君

玉木君  
笠本一雄君  
横本登美三郎君  
利壽君

高橋頼一君

三田村武夫君

佐竹新市君

森三樹二君

大村清一君

大森玉木君

吉川久衛君

高橋頼一君

三田村武夫君

佐竹新市君

森三樹二君

大村清一君

大森玉木君

吉川久衛君

高橋頼一君

三田村武夫君

佐竹新市君

指名で委員に選任された。

同日

委員大森玉木君、吉川久衛君、笠本

一雄君及び龜山孝一君辞任につき、

その補欠として加藤精三君、菅太郎

君、牧野良三君及び森清君が議長の

指名で委員に選任された。

青木正君

本日の会議に付した案件

公職選挙法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一五〇号)

公職選挙法の一部を改正する法律案

(島上善五郎君外八名提出、衆法第一二号)

○南委員長 これより会議を開きます。

内閣提出の公職選挙法の一部を改正す

す。

衆議院法制次長

三浦義男君

内閣提出の公職選挙法の一部を改正す

る法律案及び島上善五郎君外八名提

出の公職選挙法の一部を改正する法律

案の両案を一括議題といたします。

公職選挙法の一部を改正する法律案

に対する修正案

公職選挙法の一部を改正する法律

案に対する修正

公職選挙法の一部を改正する法律

案の一部を改正する法律案

公職選挙法の一部を改正する法律案

に対する修正案

公職選挙法の一部を改正する法律案

に対する修正案

公職選挙法の一部を改正する法律案

に対する修正案

公職選挙法の一部を改正する法律案

に対する修正案

二君より、それぞれ修正案が委員長の手元まで提出されております。これより両修正案について議事を進めます。まず提出者の趣旨弁明を順次求めるこ

とにいたします。

青木正君。

第百九十九条の三の次に次の一条を加える。

(公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の禁止)

第百九十九条の三(公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁止)を「、第

二百四十九条の三(公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反)及び第二百四十九条の三(公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反)」に改めます。

二君より、それぞれ修正案が委員長の手元まで提出されておりま

す。これより会議を開きます。

内閣提出の公職選挙法の一部を改正す

る法律案及び島上善五郎君外八名提

出の公職選挙法の一部を改正する法律

案の両案を一括議題といたします。

公職選挙法の一部を改正する法律案

に対する修正案

公職選挙法の一部を改正する法律

案の一部を改正する法律案

分を次のように改める。

第二百五十二条第一項中「及び第二百四

十九条の三(公職の候補者等の関係

会社等の寄附の制限違反)を「、第

二百四十九条の三(公職の候補者等

の氏名等を冠した団体の寄附の制限

違反)の罪並びに第二百五十二

条の二(政党その他の政治団体の政

治活動の規制違反)及び第二百五十

二条の三(選挙人等の偽証罪)に改

める。

第二百五十二条第一項の改正に關す

する部分を次のように改める。

第二百五十二条第一項中「及び第

二百四十九条の三(公職の候補者等

の関係会社等の寄附の制限違反)を

「第二百四十九条の三(公職の候

補者等の関係会社等の寄附の制限

違反)の罪並びに第二百五十二

条の二(政党その他の政治団

体の政治活動の規制違反)及び第二

五百二十二条の三(選挙人等の偽証

罪)に、「禁ご」を「禁錮」に改め

る。

第二百五十二条の三の改正規定の

次に次のように加える。

第二百五十三条第一項中「並びに

第二百四十九条の三(公職の候補者等

の氏名等を冠した団体の寄附の制限

違反)の罪並びに第二百五十二

条の二(政党その他の政治団

体の政治活動の規制違反)及び第二

五百二十二条の三(選挙人等の偽証

罪)に、「禁ご」を「禁錮」に改め

る。

第二百五十二条の三の改正規定の

次に次のように加える。

第二百五十三条第一項中「並びに

第二百四十九条の三(公職の候補者等

の氏名等を冠した団体の寄附の制限

違反)の罪並びに第二百五十二

条の二(政党その他の政治団

体の政治活動の規制違反)及び第二

五百二十二条の三(選挙人等の偽証

罪)に、「禁ご」を「禁錮」に改め

る。



**公職選挙法の一部を改正する法律  
案の一部を次のようて修正する。**

○南委員長 以上で両修正案の趣旨弁明は終りました。

を提案しておったのであります、政

会はいわゆる言論の府でありまして、  
純然の議員が出来て二二〇で何う意

頗しておるこの姿こそは、まさしく選  
舉運動の事前工作ニ議員者云々七つ八

第三十一条第四項の改正に関する部分を削る。  
附則第六項中第五条及び第四十三条第二項の改正に関する部分を削る。

修正案に對しては別に質疑の通告もありませんので、ただいまより内閣閣外に出の公選選挙法の一部を改正する法律提案の政府原案並びに、青木正君が提出の修正案及び森三樹二君が提出の修正案

形に免が非現実的なもので、工事は、きまして非常に冷淡な態度をとつておったことは、私どもとしてまことに遺憾にたえないのです。しかも、私がまことに遺憾にたえないのは、いつも、政府与党は、選挙のまぎりっぱな文書ができるのであります。

者運動の事前工作は、講演会公演などからわになつておるということをみずから立論しておる一つの証左であるといつても、私は過言でないと思うのであります。このように、運動期間を縮短すればするほど事前工作が活発となり、

○森(三)委員 私は、日本社会党を代表いたしまして、政府提案にかかるところの公職選挙法一部改正案に対しまして、修正案を提出したいと思うのであります。

すなわち、今回の選挙法の改正は、われわれが日ごろ唱えておりますところのいわゆる民主政治確立のための根本的な改正ではなくして、全く自由民衆の覚悟によるところの、自己に有利にせんとするところの改正であって、枝葉末節の改正であるとわれわれは考えております。従いまして、社会党は、この委員会におきまして、しばしば各委員からも主張いたしまして、今回の選舉運動期間を二十日にするという改正案に対しましては根本的に反対であります。その反対の理由等につきましては、これはあとで討論の際に十分申し述べたいと思ひます。従いまして、この二十日にする案に対しまして反対すると同時に、われわれ日本社会党いたしましては、從前通り二十五日にするという修正案を出したいたい。以上が修正の理由でありますが、あとでもって討論の際、その本質的な問題につきまして十分申し上げたいと思います。

以上をもって修正案の説明いたしました。(拍手)

○森(三)委員 私は、日本社会党を代表して、この政府案に対しまして私は、いかにして民主政治を確立するかということにつきましては、おられますところの公職選挙法の一部を改正する法律案並びに修正案等に対しまして、討論をいたさんとするものであります。

まず、この政府案に対しまして私は、反対の意見を開陳したいと思うのであります。

私どもは、いかにして民主政治を確立するかということにつきましては、いわゆる選挙法の公正を期し、この選挙法の公正によって真に国民代表としての議員が選ばれることを念願しておつたのであります。われわれは、この選挙の公明を期するために、選挙の公審を徹底化し、候補者がみずからこの負担において無理な金を算段して、そうして選挙を腐敗さすようなことのないようにしたいということを、日々懇願しております。また、政治資金規正法の改正によりまして、政治資金というものは、資金を寄付する者も金というものがまかなわれなければならぬといふこともわれわれは日ごろ主張いたしまして、この政治資金規正法等につきましてもわれわれは改正案

う、そうした自己に有利な選挙法改正を目途といたしまして、今回の改正案につきましても、選舉運動期間を二十二日間に短縮するというように非常に運動期間を制限し、一面においてこれをカバーするというような形において、ポスターを五千枚から八千枚にする、あるいはまたはがきを一万枚から一万五千枚にいたしまして、こうした方面ででもって運動期間を短縮したものを作成するというような、いわゆるカムフラージュによつて二十日間というものを合理化し、しかも、これによつて、既存の議員諸君は、自己のいわゆる地盤、カバン、看板というような旧態依然たるところの選挙によつて当選を期そうとしておるのであります。従いまして、これから出ようとする新人にとっては非常に不利益であることを、先般岸総理もこれを当委員会における質疑応答中において認めておるのでありまして、このようにだれもしも認めめるようなこういう新人に対する不利益な改正案に対しましては、われわれは断固として反対しなければならぬと思うのであります。しかも、私は常にこの主張しておるのであります、できだけ選挙民に対してはその候補者が言論を通じて自己の所信あるいは政策を十分に発表しなければならない。国

己の思想といふものが統一されておりませんと、必ずしも他人の書いた文書だけでは演説することができない。われわれは、言論というものを尊重する以上は、やはり、選舉運動期間を過ぎて、選舉民に対しても政治の啓蒙、しかも各政党の有するところの政策を十分に納得せしめ、その納得の上に基きまして、選舉民がこれを判断して投票するという方式に待たなければならぬことは、いうまでもないのであります。しかるに、この最も必要にしてきわめて貴重なるところの言論の運動期間を五日間も短縮する、こういう既存の議員のみ有利な運動期間を改正正すということは、とうてい承認することができないのであります。しかも、短縮されたということによって、すなわち選挙は現在もうすでに中盤戦だといわれております。法定の選舉運動期間が短縮されますと、必然的に事前運動が活発となり、新聞にも記載されるでありますように、政府与党では盛んに候補者になる者に対しましては資金の援助を与える、そうして、この国会の審議中に、選挙区に帰つて盛んに選舉運動を展開しておるというのが実情であります。岸綱理は重要法案が一度も通過しなれば解散しないと言つておりますが、重要な法案が審議されると、必ずしも他の書いた文書だけでは演説することができない。われわれは、言論というものを尊重する以上は、やはり、選挙運動期間を過ぎて、選舉民に対しても政治の啓蒙、しかも各政党の有するところの政策を十分に納得せしめ、その納得の上に基きまして、選舉民がこれを判断して投票するという方式に待たなければならぬことは、いうまでもないのであります。しかるに、この最も必要にしてきわめて貴重なるところの言論の運動期間を五日間も短縮する、こういう既存の議員のみ有利な運動期間を改正正すということは、とうてい承認することができないのであります。しかも、短縮されたということによって、すなわち選挙は現在もうすでに中盤戦だといわれております。法定の選舉運動期間が短縮されますと、必然的に事前運動が活発となり、新聞にも記載されるでありますように、政府与党では盛んに候補者になる者に対しましては資金の援助を与える、そうして、この国会の審議中に、選挙区に帰つて盛んに選舉運動を展開しておるというのが実情であります。岸綱理は重要法案が一度も通過しなれば解散しないと言つておりますが、重要な法案が審議されると、必ずしも他の書いた文書だけでは演説することができない。われわれは、言論というものを尊重する以上は、やはり、選挙運動期間を過ぎて、選舉民に対しても政治の啓蒙、しかも各政党の有するところの政策を十分に納得せしめ、その納得の上に基きまして、選舉民がこれを判断して投票するという方式に待たなければならぬことは、いうまでもないのであります。しかるに、この最も必要にしてきわめて貴重なるところの言論の運動期間を五日間も短縮する、こういう既存の議員のみ有利な運動期間を改正正すということは、とうてい承認することができないのであります。しかも、短縮されたということによって、すなわち選挙は現在もうすでに中盤戦だといわれております。法定の選舉運動期間が短縮されますと、必然的に事前運動が活発となり、新聞にも記載されるでありますように、政府与党では盛んに候補者になる者に対しましては資金の援助を与える、そうして、この国会の審議中に、選挙区に帰つて盛んに選舉運動を展開しておるというのが実情であります。岸綱理は重要法案が一度も通過しなれば解散しないと言つておりますが、重要な法案が審議されると、必ずしも他の書いた文書だけでは演説することができない。われわれは、言論というものを尊重する以上は、やはり、選挙運動期間を過ぎて、選舉民に対しても政治の啓蒙、しかも各政党の有するところの政策を十分に納得せしめ、その納得の上に基きまして、選舉民がこれを判断して投票するという方式に待たなければならぬことは、いうまでもないのであります。しかるに、この最も必要にしてきわめて貴重なるところの言論の運動期間を五日間も短縮する、こういう既存の議員のみ有利な運動期間を改正正すということは、とうてい承認することができないのであります。しかも、短縮されたということによって、すなわち選挙は現在もうすでに中盤戦だといわれております。法定の選舉運動期間が短縮されますと、必然的に事前運動が活発となり、新聞にも記載されるでありますように、政府与党では盛んに候補者になる者に対しましては資金の援助を与える、そうして、この国会の審議中に、選挙区に帰つて盛んに選舉運動を展開しておるというのが実情であります。岸綱理は重要法案が一度も通過しなれば解散しないと言つておりますが、重要な法案が審議されると、必ずしも他の書いた文書だけでは演説することができない。われわれは、言論というものを尊重する以上は、やはり、選挙運動期間を過ぎて、選舉民に対しても政治の啓蒙、しかも各政党の有するところの政策を十分に納得せしめ、その納得の上に基きまして、選舉民がこれを判断して投票するという方式に待たなければならぬことは、いうまでもないのであります。しかるに、この最も必要にしてきわめて貴重なるところの言論の運動期間を五日間も短縮する、こういう既存の議員のみ有利な運動期間を改正正すということは、とうついであります。

ときは、莫大な資金を選挙区に投入し、もうすでに自分の選挙勢力といふものはでき上ったと、こういうことを何らおこめんもなく発表しておる者があります。われわれは選挙区に帰らぬで、今日各委員会におきまして、むろわれわれは反対党でありながら、このように審議に集中しておるのであります。逆に、国会の中には、ほとんど議員諸君は半数もおらないというふうな現状であることはやはり選挙運動期間が二十日になるということの旨通しが大きく影響しておることを見のがすことはできないと私は思うのであります。

さらに、もっと突き進んで言うならば、この二十日が十五日になり、あるいは十日になつたということを考へてみると、わかれわれはりつ然たるところの思ひがする。すなわち、実際の選挙運動というものを非常に短縮し、事前運動においていわゆる保守党的の物力にものをいわすところの選挙、すなわち、言論でなくして金力、物力によつて選挙を戦わんとする傾向がはなはだ助長されることは、私は否定できないと思うのであります。この選挙運動期間の短縮によつて、今後の選挙運動に非常に多額な資金がばらまかれま

て、事前工作を完了したものが当選をする。ぼやぼやしておつて事前運動をしない者、はじめてこの二十日間だけで選挙運動をやろうと思つておつたような者は、哀れな落選のうき目を見なければならぬということは、私は火を見るよりも明らかであると思うのであります。この二十日間にもしも政府与党の諸君が多数をもつて改正したならば、殷鑑遠からず、この短縮されたところの罪の報いといふものは、保守党の上に必ずくると思うのでありますて、選挙が済むと必ず選挙違反があちらこちらに起きてくる。莫大な資金が流れたことが出てくる。千葉銀行から金が出たということも、きっとあからさまになると思うのでありますて、おそらく選挙違反が繰り出るというようなことも考えられるであります。今日新聞に書いているのでは、岸派では三百万円を公認料として出すと言つております。河野派では四百万円を一人に渡すということがはつきりここに書いてある。法定費用は御承知の通り七十万円、八十万円、百万円ということが大体法定費用でありますが、何のために三百万円、四百万円の公認料を渡すのだ。

は、おそらく選挙が済んだとたんに選挙違反者が続出し、醜惡なる事態が発生するのであることを考えますと、現在の日本の民主政治といふものは、いまだ遠しといわざるを得ないとと思うのであります。しかも、これは、自民党の諸君がみずからのからだをいとい、なるべくからだを樂にするという対であります。しかし、これは、自民党によるところの二十日間にすると、党略によるところの二十日間にすると、いう改正に対しましては、根本的に反対であります。すなわち、立会演説会の回数も減らそう、なくそう、そういうよろこびをもたらすからだを樂にするということからも出発しておるのであります。最初は、立会演説会の回数も減らそう、なくそう、そういうよろこびをもたらすからだを樂にするといふことからも出発しておるのであります。すなわち、立会演説会といふ最も必要なところの選挙運動を抹殺し、しかも自動車も乗用車でもってからだを樂にしよう、ダットサンというようなああいう便利な選挙運動の自動車があるにもかかわらず、それもなくしてしまって、乗用車だけでしょうというような案も当初組まれたのであります。この立会演説会の廢止、それからダットサン、トランクの廢止、それとからみつけて選挙運動期間を二十日にしようというのだが、当初の自民党の考え方であったのであります。さすがに自民党の中にも良識の方があると見えまして、そのような立会演説会を廢止するに至っては、國民からまゝ正面から反対を受けたのですから、さすがに自民党の中にも良識の方があると見えまして、これだけは引き下げ、そうしてようやく二十二日の運動期間縮短ということを出してきたのであります。思ひをそこにつなげて、それままで、これこそ実に自民党の陰謀によるところの改正案であるといつて

ても、過言ではないと思うのであります。(拍手)私どもは、国民の負託にこなして、われわれは所信を発表し、政策を発表しなければならぬ期間であるにかかりわらず、二十日間に短縮されて、そうした運動、言論戦というものは五日間短縮された。しかも、立会演説会の回数も、それによって、一日に三回立会演説会をやるといったしますと、五回間で十五回減らされる。個人演説会を十回やるといったしますと、五十回減らされます。良識あるところの自民党の諸君であるならば、こういうような改正案はなさるべきでなかった。われわれ社員君たるが、このはがきを五千枚ふやしたことによって、二万五千円の国費が負担されることになります。そうしてまた、ポスターを三千枚ふやしたことによって、これまたその用紙等においては、法定選挙費用というものにつきましては、その五分の一は当然減らさなければならぬ。たとえば、百万円の法

定費用を使うところであるならば、その日数が五分の一に減ったのでありますから、当然に二十万円というものは減らさなければならぬ。ところが、この改正案につきましては、何らそうしたところの考慮が払われておらない。これにつきまして私は郡長官並びに審議部長等にも質問いたしましたが、郡長官は、これに対しても、なるほど數字的にいえばそういうことも言えるけれども、しかし、実際面として見れば、むしろ選挙が二十日間に短縮されたために、活発化する、たとえば、労務者の数であるとか、あるいはその他選挙運動の活動が活発になるから、法定費用はそれほどに減らないと思つたから、現在のままにしておいたといふような答弁がありました。これまでは郡さんとしては自己の良心を鼓舞いた勘論的な答弁であると判断せざるを得ないのであります。二十分間に短縮したならば、何がゆえに法定費用をその割合に応じて減縮しなかつたのか。これは子供にもわかる一つの理屈であります。こういうふうに、金力によるところの選挙運動のこの改正によつて認めるというような、民主政治に逆行する改正案に対しましては、私ははどうしても反対せざるを得ないのであります。

これを認められましたことは、まず今回の選挙法の改悪の中の一一番いいところであったと私は考へるのであります。しかし、これも、考へようによつては、二十日間というこの法律案をさきがたために、社会党の言うことを聞きくなかったけれども聞いたといふような、そういう面も多分にあることを私は率直に認めなければならぬと申うのであります。要するに、今回の選挙法の改正は、根本的な良心的な改正ではなくして、一部自民党与党諸君との金によるところのそうちした改悪であると断ぜざるを得ないのであります。そこで、これに対しましては日本社会党は断固として反対であることを表明する次第であります。

あります。従いまして、社会黨の改正案がここで通過しないことは、私は心から遺憾にたえないのです。ですが、来たるべき時期におきましては、われわれは、この法案をぜひとも通過させたい、こういう希望を付しまして、政府案に反対の意見を表明するものであります。(拍手)

○古川委員 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま提案されました社会党の修正案に反対し、青木正君外自民党の提案されました修正案に賛成をし、自民党提出の修正案を除く政府原案に賛成の討論をいたしたものであります。

社会党が選挙運動期間を二十日にして、ことに対する反対の修正でありまするが、御承知のように、最近における交通、宣伝等選挙運動手段の発達に伴いまして、先般の国会におきまして、参議院議員の選挙運動期間を五日間に短縮されたのであります。その際に、やはり衆議院の選挙運動期間も短縮すべきであったものを、それが今回に事務的におくられただけの、事務の整理ともいいうべきものであります。また、御承知のように、今日におきましては、二大政党が対立をいたしまして、政党の政治活動というものが非常に激しいわけであります。従つて、選挙におきましては、政党と個人を両点から批判されるべきでありまするが、ただいま申し上げましたように、政党といふものが非常に発達いたしました結果、この意味から申し上げても、選挙期間を短縮する意味が十分あるわけであります。また、選挙の当選ということは、選挙期間の運動だけでなくして、平生

から、世間一般から、やはり国会議員として出てもらいたい、これだけの認識のあるような人でなくちゃならないのであって、選挙運動期間だけばんやり出てきて、それで当選するようなことは、むしろ好ましくないことだと私は考えるのです。従つて、平生のその人物に対する認識が世間で充分ある、しかも選挙運動と両々待つて当選することが私は好ましいと思うのであります。また、選挙運動期間といふものは、政治経済に及ぼす影響が非常に大であります。一時そのため治経済活動が没落いたします。これが国民経済に及ぼす影響といふものも非常に大きいのであります。こういう点から考えましてもできるだけ短くすることが必要であります。また、たゞいま森君から社会党修正案について説明がありましたら、日数が減ったから費用についてはもっと減らるべきであるといいますけれども、この点につきましては、郡長官から先般来説明がありました通り、選挙期間は短縮さざるを免れども、それだけにその期間中の選挙運動というものは激しくなるのでありますから、期間を短縮したほうには選挙費用が減らないということでも、これは常識でわかることだと思います。こういう理由によりましたとして、私は社会党の修正案に反対いたすものであります。

ので、この秩序保持の規定を加えました。これが今回の政府原案の改正点の要点であります。このいずれもが事務的なものであり、しかも時宜に適したものであります。

以上をもちまして、私は、社会党の道府県の議会は、全国一致いたしまして、この政府原案の一日も早く通過せんことを希望いたしております。

修正案に反対をし、青木正君外自民党の修正案を賛成し、自民党的な修正案に賛成し、自民党的な修正案を除いた政府原案に対する賛成の討論といたします。（拍手）

○南委員長　これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入る順序であります

が、採決は内閣提出の公職選挙法の一部を改正する法律案について、まず森三樹二君提出の修正案を採決し、次に青木正君提出の修正案を採決し、最後に原案について採決いたしますので、御了承を願います。

それでは、採決いたします。

まず、内閣提出の公職選挙法の一部を改正する法律案に対する森三樹二君提出の修正案につき採決いたします。

右修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○南委員長　起立少數。よって、本修正案は否決されました。

次に、内閣提出の公職選挙法の一部を改正する法律案に対する青木正君提出の修正案につき採決いたします。右修正案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南委員長　御異議なしと認めます。よって、本修正案は可決されました。

○南委員長　起立多數。よつて、内閣提出の公職選挙法の一部を改正する法律案は修正議決いたしました。  
なお、ただいま議決いたしました法律案に関する委員会の報告書の作成については、先例によりまして委員長に御一任願いたいと存じますが、これども御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○南委員長　御異議なしと認めます。よつて、さように決しました。  
本日はこれにて散会いたします。  
午後三時四十一分散会

〔参考〕  
公職選挙法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第一五〇号)に関する報告書  
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十三年四月十九日印刷

昭和三十三年四月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局